

大規模法人における税務上の要注意項目確認表【解説編】

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等
売上げ	1	売上げの計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上されている売上げはありませんか。	棚卸資産の販売による収益は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日は、例えば出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、販売に係る契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。 また、請負に係る収益は、原則として、物の引渡しを要するものは目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しないものは約した役務の全部を完了した日の属する事業年度の益金となります。この引渡しの日は、建設工事等を行うことを目的とするものであるときは、例えば作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等当該建設工事等の種類及び性質、契約の内容等に応じ引渡しの日として合理的であると認められる日のうち貴法人が継続して収益計上を行うこととしている日をいいます。	法第22条 法第81条の3 法基通2-1-1 法基通2-1-2 法基通2-1-5 法基通2-1-6 連基通2-1-1 連基通2-1-2 連基通2-1-5 連基通2-1-6
	2	売上げの計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。	売上げの計上基準は、棚卸資産又は役務提供の種類、性質、契約の内容等に応じて合理的な基準を選択し、継続適用する必要があります。 売上げの計上基準を合理的かつ適切な理由もなく変更した場合には、変更後の計上基準は認められない場合があります。	法基通2-1-2 法基通2-1-6 連基通2-1-2 連基通2-1-6
	3	当事業年度に計上すべき売上げについて当事業年度終了の日までに金額が確定していないときは、合理的に見積もった金額を計上していますか。	引渡しの完了した棚卸資産の販売代金又は完成して引渡しを了した建設工事等の工事代金が当事業年度終了の日までに確定していない場合には、その販売代金等を同日の現況により合理的に見積もる必要があります。 なお、見積計上した売上金額とその後確定した売上金額に差額が生じたときは、確定した日の属する事業年度において、その差額を益金又は損金の額に算入することになります。	法基通2-1-4 法基通2-1-7 連基通2-1-4 連基通2-1-7
売上原価	4	翌事業年度以降の売上げに対応する売上原価等を当事業年度に計上していませんか。	当事業年度の損金となる売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価は、当事業年度の売上げに対応するものであるため、翌事業年度以降の売上げに対応する売上原価等は当事業年度の損金とはなりません。	法第22条 法第81条の3
	5	売上原価等が当事業年度終了の日までに確定していないときは、適正に見積もった金額を計上していますか。 また、単なる事後の費用を見積計上していませんか。	当事業年度に計上した売上げに対応する売上原価等の金額が当事業年度終了の日までに確定していない場合は、同日の現況により適正に見積もる必要があります。 なお、当該売上げに関連して発生する費用であっても、単なる事後の費用の性格を有するもの（例えば、販売を完了した機械設備等に係る補修、点検、整備等に要する費用など）は、売上原価等となるべき費用ではないことから、見積計上することはできません。	法基通2-2-1 連基通2-2-1
売上割戻し	6	棚卸資産を販売した際の売上割戻しについて、その算定基準が販売価額又は販売数量によっていない、または、算定基準を割戻しの相手方に明示していないにもかかわらず、棚卸資産を販売した事業年度の損金としていませんか。	棚卸資産を販売した際の売上割戻しは、その算定基準が販売価額又は販売数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により相手方に明示されている場合には、原則として棚卸資産を販売した日の属する事業年度の損金となりますが、算定基準が販売価額又は販売数量によっていない、または、算定基準を割戻しの相手方に明示していない場合には、売上割戻しの金額の通知又は支払をした日の属する事業年度に損金とする必要があります。 なお、事業年度終了の日までに、売上割戻しを支払うべきこと及びその算定基準が内部的に決定されており、確定申告書の提出期限までに相手方に通知していれば、継続適用を条件として当事業年度で未払金計上して差し支えありません。	法基通2-5-1 連基通2-5-1
仕入割戻し	7	棚卸資産を購入した際の仕入割戻しについて、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、算定基準が明示されているにもかかわらず、仕入割戻しの金額の通知を受けた事業年度の益金としていませんか。	棚卸資産を購入した際の仕入割戻しは、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている場合には、仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度ではなく、棚卸資産を購入した日の属する事業年度の益金とする必要があります。 なお、仕入割戻しの算定基準が購入価額又は購入数量によっていない、または、割戻しの算定基準が明示されていない場合には、その仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度の益金となります。	法基通2-5-4 連基通2-5-4
役員給与	8	役員給与は、定款の定めや株主総会等の決議に基づき、適正に計算され支給されていますか。	役員給与の額が定款の規定又は株主総会、社員総会等の決議により定められた役員に支給することのできる給与の限度額を超える場合には、その超える部分の金額は、損金とはなりません。	法第34条 法令第70条
	9	役員への個人的費用を負担するなど、役員に対して給与を支給したものと同様の経済的な利益の提供はありませんか。	役員への資産の贈与、役員に対する債権の放棄又は免除、役員への無利息貸付け、役員への個人的費用の負担など役員に対して給与を支給したものと同様の経済的な効果をもたらすものは、役員給与に該当しますので、法第34条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当しない場合には、損金とはなりません。	法第34条 法基通9-2-9 連基通8-2-8

大規模法人における税務上の要注意項目確認表【解説編】

項目	確認内容		解説	主な参考法令等
	No.			
給与・賞与	10	損金経理したにもかかわらず事業年度末に未払となっている決算賞与等の臨時の賞与について、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、事業年度終了の日の翌日から1月以内に通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っていますか。	決算賞与等の臨時の賞与については、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っており、かつ、その支給額につき通知をした日の属する事業年度において損金経理している場合に限り、未払であっても当事業年度の損金となります。 なお、支給日に在職している使用人へのみ賞与を支給することとして通知している場合には、未払賞与を計上した事業年度の損金とはなりません。	法令第72条の3 法基通9-2-43 連基通8-2-42
減価償却費	11	稼働を休止している製造設備などの事業の用に供していない資産に係る減価償却費を損金の額に算入していませんか。 (法基通7-1-3又は連基通6-1-3に規定する「稼働休止資産」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。)	事業の用に供していない資産は減価償却資産に該当せず、当該資産に係る減価償却費は損金とはなりません。 例えば、購入後未稼働の資産や生産調整等のため稼働を休止している資産(必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものは除きます。)に係る減価償却費は、損金とはなりません。 また、法令第133条に規定する少額の減価償却資産及び法令第133条の2に規定する一括償却資産についても、事業の用に供していなければ、損金とすることはできません。	法令第133条 法令第133条 法令第133条の2 法基通7-1-3 連基通6-1-3
	12	法令第133条の2に規定する一括償却資産の損金算入を適用している場合において、一括償却資産を除却した際に、未償却額の全額を損金としていませんか。	法令第133条の2に規定する一括償却資産につき同条の規定の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度において滅失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度において損金とされる金額は、同条の規定に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額であるため、当該損金算入限度額を超えて、未償却となっている取得価額全額を損金とすることはできません。	法令第133条の2 法基通7-1-13 連基通6-1-16
交際費等	13	福利厚生費等の中に、役員や従業員の接待等のための支出が含まれていませんか。	交際費等の支出の相手方には、直接貴法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に貴法人の利害に関係ある者及び貴法人の役員、従業員、株主等も含まれます。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-22 措通68の66(1)-25
	14	売上割戻し等の中に、得意先に物品を交付するための費用や得意先を旅行等に招待するための費用が含まれていませんか。	法人がその得意先に物品を交付するための費用やその得意先を旅行、観劇等に招待する費用は、その物品の交付又は旅行、観劇等への招待が売上割戻しと同様の基準で行われるものであっても、交際費等に該当します。 ただし、交付する物品が得意先において棚卸資産として販売することや固定資産として使用することが明らかな場合又はその物品の購入単価がおおむね3,000円以下であり、かつ、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、これらの物品を交付するための費用は、交際費等に該当しないものとしてすることができます。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-3 措通61の4(1)-4 措通68の66(1)-3 措通68の66(1)-4
	15	雑費等の中に、新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るための支出が含まれていませんか。	新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るために、当該住民やその関係者を旅行等に招待したり、これらの者に酒食を提供した場合には、そのために要した費用は交際費等に該当します。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-15 措通68の66(1)-18
	16	専ら役員や従業員の接待等のために支出した飲食費について、1人当たり5,000円以下であるとして交際費等から除いていませんか。	接待等のために支出するものであっても、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、1人当たり5,000円以下のものは交際費等から除かれます(財務省令で定める書類を保存している場合に限りです。)が、専ら貴法人の役員、従業員及びその家族に対する接待等のために支出するものは、1人当たり5,000円以下であっても、交際費等に含める必要があります。	措法第61条の4 措法第68条の66 措令第37条の5 措令第39条の94 措規第21条の18の4 措規第22条の61の4
	17	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれていませんか。	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれている場合には、支出の事実があった事業年度の交際費等に含める必要があります。 なお、当該交際費等の金額のうち措法第61条の4第1項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額があるときは、当事業年度終了の時点における棚卸資産等の取得価額を減額することができます。	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-24 措通61の4(2)-7 措通68の66(1)-27 措通68の66(2)-6
寄附金	18	前事業年度以前に仮払金とした寄附金を当事業年度の損金としていませんか。 また、事業年度末において未払となっている寄附金を当事業年度の損金としていませんか。	寄附金は、実際にその支払がされたときに支出したものとして取り扱うため、前事業年度以前に支払った際に仮払金等として資産計上した寄附金については、当事業年度に仮払金等を消却し費用として計上していても損金とすることは認められません(支払った事業年度の損金となります。) また、事業年度末時点において未払となっている寄附金については、実際にその支払がされるまでは損金とすることはできません。	法第37条 法第81条の6 法令第78条 法令第155の15 法基通9-4-2の3 連基通8-4-4
	19	寄附金の中に役員等が個人として負担すべきものが含まれていませんか。	法人が損金として支出した寄附金であっても、その寄附金の支出の相手方、目的等からみてその法人の役員等が個人として負担すべきものと認められるものは、その役員等に対する給与として取り扱われます。 このため、例えば、当該寄附金が支出額の全額が損金として取り扱われる「国等に対する寄附金」であっても、法第34条に規定する定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当しない場合には、その全額が損金とはなりません。	法第34条 法第37条 法第81条の6 法基通9-4-2の2 連基通8-4-3

大規模法人における税務上の要注意項目確認表【解説編】

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等
	20	子会社や取引先に対して合理的な理由がないにもかかわらず、無償もしくは通常より低い利率での金銭の貸付け又は債権放棄等を行っていますか。	子会社や取引先に対して金銭の無償若しくは通常より低い利率での貸付け又は債権放棄等をした場合において、例えば、業績不振の子会社の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等の経済的合理性を有していない場合には、寄附金として取り扱われます。	法第37条 法第81条の6 法基通9-4-2 連基通8-4-2
使途秘匿金	21	相手方を明らかにできない金銭の支出や金銭以外の資産の贈与はありませんか。	金銭の支出で、相当の理由がないにもかかわらず、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していない場合には、その支出は使途秘匿金に該当し、支出額の40%相当額が通常の法人税額に加算されます。 なお、ここでいう金銭の支出には、贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しも含まれます。	措法第62条 措法第68条の67
費用全般	22	事業年度末までに債務が確定していない費用（償却費は含みません。）を損金としていませんか。	事業年度終了の日までに債務が確定していない償却費以外の販売費、一般管理費その他の費用については、当事業年度の損金の額に算入されません。 なお、この債務の確定とは、原則として次の要件の全てに該当する場合をいいます。 ①当事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。 ②当事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。 ③当事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。	法第22条 法第81条の3 法基通2-2-12 連基通2-2-12
移転価格	23	国外関連者に対する役務提供の対価は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者に対して役務提供を行った場合の対価が、移転価格税制（措法第66条の4の規定（第3項を除きます（※1）。））に基づく独立企業間価格に満たない場合には、当該役務提供は独立企業間価格で行われたものとみなされます。 なお、役務提供が本来の業務に付随したもの（例えば、国外関連者の工場立上げ時の技術指導など）である場合は、当該役務提供に要した総原価の額（※2）を独立企業間価格として差し支えありません（ただし、①役務提供に要した費用が、貴法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占める場合や②役務提供を行う際に無形資産を使用する等当該役務提供の対価の額を当該役務提供の総原価とすることが相当ではないと認められる場合は除きます。）。 また、役務提供が本来の業務に付随したものではない場合で、以下の要件の全てを満たしているときは、当該役務提供に要した総原価の額を独立企業間価格として差し支えありません。 ①役務の内容が、予算の作成や管理、会計、税務、法務などの業務に該当すること。 ②役務提供が貴法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないこと。 ③役務提供に要した費用が貴法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占めていないこと。 ④役務提供を行う際に自己の無形資産を使用していないこと。 ⑤役務提供に関連する直接費及び間接費の計算が、当該役務提供に係る従事者の従事割合等、合理的な配分割合によっていること。 ※1 国外関連者に対する無償又は低額な対価での役務提供が「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当する場合には、国外関連者に対する寄附金として取り扱われます。 ※2 総原価には、直接費のみならず、合理的な配賦基準によって計算された担当部門及び補助部門の一部管理費等間接費まで含まれます。	措法第66条の4 措法第68条の88 移転価格事務運営要領3-9、3-10、3-19 別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例23、25） 連結法人に係る移転価格事務運営要領3-9、3-10、3-19 別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例23、25）
	24	国外関連者から受けた役務提供の対価は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者から受けた役務提供の対価が、移転価格税制（措法第66条の4の規定（第3項を除きます。））に基づく独立企業間価格を超える場合には、当該役務提供は独立企業間価格で行われたものとみなされます。	措法第66条の4 措法第68条の88
	25	国外関連者に対する貸付けの利息は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者に対して貸付けを行った場合の利息が、移転価格税制（措法第66条の4（第3項を除きます（※）。））に基づく独立企業間価格に満たない場合には、当該貸付けは独立企業間価格で行われたものとみなされます。 なお、貴法人及び国外関連者が業として金銭の貸付けを行っていない場合には、以下の①～③で算定される利息を独立企業間価格として差し支えありません。 （①、①の適用ができない場合は②、②の適用ができない場合は③の順に検討することになります。） ① 国外関連者が銀行等から調達する場合の利率による利息 ② 貴法人が銀行等から調達する場合の利率による利息 ③ 国債等で運用した場合の利率による利息 ※ 国外関連者に対する無利息又は低い利率での貸付けが「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当する場合には、国外関連者に対する寄附金として取り扱われます。	措法第66条の4 措法第68条の88 移転価格事務運営要領3-6、3-7、3-19 別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例4） 連結法人に係る移転価格事務運営要領3-6、3-7、3-19 別冊 連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集（事例4）
	26	国外関連者からの借入れの利息は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者から借入れを行った場合の利息が、移転価格税制（措法第66条の4（第3項を除きます。））に基づく独立企業間価格を超える場合には、当該借入れは独立企業間価格で行われたものとみなされます。	措法第66条の4 措法第68条の88

大規模法人における税務上の要注意項目確認表【解説編】

項目	確認内容		解説	主な参考法令等
	No.			
棚卸資産	27	事業年度終了の時に、預け在庫、未着品を棚卸しの対象としていますか。	事業年度終了の時に、外注先や仕入先へ預けている商品等や購入した商品等のうち運送途中にある未着品についても、数量等を把握し、棚卸しの対象とする必要があります。	
	28	未使用の消耗品の取得に要した費用を当事業年度の損金としていませんか。	消耗品で貯蔵中のものは棚卸資産に該当するため、その取得に要した費用は当該消耗品を消費した日の属する事業年度において損金とする必要があります。 ただし、事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産（毎事業年度におおむね一定数量を取得し、かつ経常的に消費するものに限り、）の取得に要した費用を継続してその取得した日の属する事業年度の損金としていた場合には、取得時の損金として差し支えありません。	法令第10条 法基通2-2-15 連基通2-2-15
	29	引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など購入のために直接要した費用は棚卸資産の取得価額に含めていますか。	棚卸資産の購入に際して引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した直接付随費用がある場合には、その費用を棚卸資産の取得価額に含める必要があります。 なお、買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用や販売所から販売所への移管に要した費用などの棚卸資産の購入のために要した間接付随費用も棚卸資産の取得価額に含める必要があります（これらの間接付随費用の総額が棚卸資産の購入の対価のおおむね3%以内の金額であるときは、当該間接付随費用については、棚卸資産の取得価額に含めなくても差し支えありません。）。	法令第32条 法基通5-1-1 連基通5-1-1
	30	流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけを理由に棚卸資産の評価損を計上していませんか。	棚卸資産が著しく陳腐化した場合には、評価損を計上することが認められますが、単に流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけでは、陳腐化には該当せず、例えば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかである場合や当該商品と用途の面ではおおむね同様のものであるが、型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が販売されたことにより、当該商品につき今後通常の方法により販売することができなくなった等の事実が生じた場合がこれに該当します。	法第33条 法基通68条 法基通9-1-4 連基通8-1-4
繰延資産	31	資産を賃借する際の権利金のように、支出の効果が1年以上に及ぶ費用について、その全額を一時の損金としていませんか。	以下の①～⑤の費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産に該当し、当該費用は、支出の効果が及ぶ期間を基礎として償却する必要があります。 ①自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために要する費用 ②資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用 ③役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用 ④製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用 ⑤①～④に掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用	法第2条 法第32条 法令第14条 法基通8-1-3 法基通8-1-4 法基通8-1-5 法基通8-1-6 法基通8-1-8 連基通7-1-3 連基通7-1-4 連基通7-1-5 連基通7-1-6 連基通7-1-7
固定資産	32	固定資産を事業の用に供するために要した費用を一時の損金としていませんか。	固定資産の取得価額には、購入したもの、自己が建設等をしたものを問わず、事業の用に供するために直接要した費用（例えば、工業用機械の据付費、調整試運転費など）が含まれますので、そのような費用は一時の損金とはなりません。	法令第54条 法基通7-3-16の2 連基通6-3-25
	33	建物付土地の取得後おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手するなども、当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的であると明らかに認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額は、当該土地の取得価額に含める必要がありますか。	建物付土地を取得後、おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手するなど、当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的であると明らかに認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額は、当該土地の取得価額に含める必要があります。	法基通7-3-6 連基通6-3-8
	34	建物の建設に伴って支出が予定されている住民対策費、公害補償費等の費用の額をその建物の取得価額に含めていますか。 （毎年支出することになる補償金は除きます。）	新工場の落成、操業開始等に伴って支出する記念費用等のように減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、当該減価償却資産の取得価額に算入しなくても差し支えありませんが、工場、ビル、マンション等の建設に伴って支出する住民対策費、公害補償費等の費用（法基通7-3-11の2及び③又は連基通6-3-14②及び③に該当するものを除きます。）の額で当初からその支出が予定されているもの（毎年支出することとなる補償金を除きます。）は、たとえその支出が建設後に行われるものであっても、当該減価償却資産の取得価額に含める必要があります。	法令第54条 法基通7-3-7 法基通7-3-11の2 連基通6-3-9 連基通6-3-14
	35	資本的支出を一時の損金としていませんか。	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分は修繕費に該当し一時の損金となります。 他方、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出に該当し、その固定資産の種類及び耐用年数を同じくする固定資産を新たに取得したものとなります。ただし、一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等のために要した各事業年度ごとの費用の額が20万円に満たない場合又は修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合には、修繕費として一時の損金として差し支えありません。	法令第55条 法令第132条 法基通7-3-16の2 法基通7-8-1 法基通7-8-2 法基通7-8-3 連基通6-3-25 連基通6-8-1 連基通6-8-2 連基通6-8-3

大規模法人における税務上の要注意項目確認表【解説編】

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等	
	36	自社開発のソフトウェアを製作するために要した費用を一時の損金としていませんか。	<p>自社開発のソフトウェアを製作するために要した原材料費、労務費及び経費並びに事業の用に供するために直接要した費用は、そのソフトウェアの取得価額に算入することとなるため、一時の損金とはなりません。</p> <p>この場合、その取得価額は適正な原価計算に基づき算定することになりますが、原価の集計、配賦等につき合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これが認められます。</p>	<p>法令第54条 法基通7-3-15の2 連基通6-3-22</p>	
	37	ソフトウェアのバージョンアップのために要した費用を一時の損金としていませんか。	<p>ソフトウェアのプログラムの修正等を行った場合に、その修正等がプログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費として一時の損金となりますが、新たな機能の追加、機能の向上等のバージョンアップを行っている場合には、その修正等に要した費用は資本的支出に該当し、ソフトウェアの取得価額に算入する必要があります。</p>	<p>法令第55条 法令第132条 法基通7-8-6の2 連基通6-8-7</p>	
前払費用	38	前払費用に該当する支出を損金としていませんか。 (法基通2-2-14又は連基通2-2-14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。)	<p>前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）は、支払った日の属する事業年度の損金とは認められず、役務の提供を受けた事業年度の損金となります。</p> <p>ただし、「短期の前払費用」（支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係る前払費用で、継続して支払った日の属する事業年度の損金としているもの）については、支払った日の属する事業年度の損金として差し支えありません。</p>	<p>法第22条 法基通2-2-14 連基通2-2-14</p>	
貸付金	39	役員、従業員や関連会社に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。	<p>経済的合理性がないにもかかわらず、役員、従業員や関連会社に対して無償又は調達金利や他者への貸付条件等と比較して低利による貸付けを行っている場合、通常適用すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額は、給与又は寄附金に該当する場合があります。</p>	<p>法基通9-2-9 法基通9-4-2 連基通8-2-8 連基通8-4-2</p>	
有価証券	40	有価証券を取得するために要した費用を一時の損金としていませんか。	<p>有価証券の取得価額には、当該有価証券の購入の代価等に加えて、購入のために要した費用が含まれます。</p> <p>このため、購入手数料その他有価証券の購入のために要した費用は、有価証券の取得価額に算入され、一時の損金にはなりません。</p> <p>なお、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料は有価証券の取得価額に算入せず、一時の損金として差し支えありません。</p> <p>また、外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても同様に一時の損金として差し支えありません。</p>	<p>法令第119条 法基通2-3-5 連基通2-3-5</p>	
前受金・仮受金・預り金・保証金	41	売上げ、雑収入等に計上すべきものはありますか。	<p>前受金、仮受金及び預り金が棚卸資産の販売、請負、固定資産の譲渡等の対価として取受したものである場合、その棚卸資産の販売等に係る収益計上基準に照らし、当事業年度の売上げ、雑収入等に計上すべきものが含まれているときは、当事業年度の益金とする必要があります。</p> <p>また、当事業年度において資産の賃貸借契約等に基づき預った保証金等の一部又は全部について返還を要しないことが確定した場合、その返還しないことが確定した金額は、当事業年度の益金とする必要があります。</p>	<p>法第22条 法基通2-1-41 連基通2-1-44</p>	
消費税等	売上げ	42	課税期間末までに資産の譲渡等の対価の額が確定していない場合に、その対価の額を適正に見積もり、課税標準に含めていますか。	<p>資産の譲渡等を行った場合において、その資産の譲渡等をした日の属する課税期間の末日までにその対価の額が確定していないときは、同日の現況によりその金額を適正に見積もり、その金額を資産の譲渡等の対価の額として、その課税期間の課税標準額を計算する必要があります。</p> <p>なお、見積額と最終的に確定した額との間に差額が生じた場合には、その差額を最終的に対価の額が確定した日の属する課税期間の資産の譲渡等の対価の額に加算又は減算することになります。</p>	<p>消法第28条 消基通10-1-20</p>
		43	外注先に対して有償支給した原材料等の対価を課税対象外としていませんか。 (支給する材料等を自己の資産として管理している場合を除きます。)	<p>外注先等に対して外注加工に係る原材料等を支給する場合において、その支給に係る対価を受受することとしている（いわゆる有償支給）ときは、その原材料等の支給は、対価を得て行う資産の譲渡に該当します。</p> <p>ただし、有償支給の場合であっても、貴法人が支給した原材料等を自己の資産として管理しているときは、その原材料等の支給は、資産の譲渡に該当しません。</p>	<p>消基通5-2-16</p>

大規模法人における税務上の要注意項目確認表【解説編】

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等
売上原価	44	課税仕入れとした外注費等の中に給与に該当するものは含まれていませんか。	個人に対して支出する労務提供の対価は、請負契約に基づくものであれば資産の譲渡等の対価に該当しますが、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく給与であれば資産の譲渡等の対価に該当しないため課税仕入れとはなりません。 なお、その区分が明らかでない場合には、例えば、以下の①～④等の事項を総合勘案して判断することになります。 ①その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を許容するか。 (許容する：請負、許容しない：雇用) ②役務の提供に当たり貴法人が指揮監督をしているか。 (指揮監督していない：請負、指揮監督している：雇用) ③まだ引渡しを受けていない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、既に提供した役務に係る報酬の請求を貴法人が受けるか。 (受けない：請負、受ける：雇用) ④役務の提供に係る材料又は用具等を貴法人が供与しているか。 (供与していない：請負、供与している：雇用)	消法第2条 消基通1-1-1
	45	未成工事支出金又は建設仮勘定に計上した支払について、資産の引渡しを受けていない又は役務の提供が完了していないにもかかわらず支払時の課税仕入れとしていませんか。	建設工事や製造に係る目的物の完成前に行った課税仕入れに係る対価については、未成工事支出金又は建設仮勘定に計上することがありますが、その課税仕入れの時期は、原則として、目的物の引渡しを受けたとき又は外注先等の役務の提供が完了したときになります。 そのため、目的物の引渡し又は役務の提供の完了を伴わずに支払われる中間金等は、その支払時においては課税仕入れとすることはできません。 なお、建設工事等に伴う未成工事支出金等のうち、元請業者（建設工事等を請け負った事業者）が下請業者（元請業者から建設工事等の全部または一部を請け負った他の事業者）の行った工事等の出来高に応じて支出したもので、元請業者が出来高検収書を作成し下請業者の確認を受けている場合には、その支払時において課税仕入れとすることができます。	消法第30条 消基通11-3-5 消基通11-3-6 消基通11-6-6
	46	三国間貿易（国外で購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡する取引）に係る仕入れを課税仕入れとしていませんか。	資産の譲渡等が国内で行われたか否かの判定については、資産の譲渡又は貸付けの場合は、原則として、譲渡又は貸付けの時のにおける資産の所在場所で判定します。 したがって、国外で購入した資産を国内に搬入することなく他の事業者等に譲渡した場合における仕入れについては、その経理処理のいかんを問わず、その譲渡は国外取引に該当するため、課税仕入れとすることはできません。	消法第4条 消基通5-7-1
費用全般	47	出向社員等の給与負担金を課税仕入れとしていませんか。 (経営指導料等の名義で支出している場合も含まれます。)	貴法人へ出向社員に対する給与を出向元事業者が支給しているため、貴法人が負担すべき金額を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金は、その出向社員に対する給与に該当するため、課税仕入れとすることはできません。 この取扱いは、実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合も同様です。	消基通5-5-10
	48	贈答した商品券、ギフト券、旅行券等を課税仕入れとしていませんか。	商品券、ギフト券、旅行券等は物品切手等に該当するため、購入時には課税仕入れとすることは認められず、後日、その商品券等を使って商品の購入をしたり、サービスの提供を受けた際に課税仕入れとすることができます。 このため、商品券などを贈答した場合には、その商品券等を使って商品の購入等をしていませんので、課税仕入れとすることはできません。	消法第6条 消法別表第1 消基通6-4-3 消基通6-4-4 消基通9-1-22 消基通11-3-7
	49	クレジット手数料を課税仕入れとしていませんか。	信販会社へ支払うクレジット手数料は、包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る手数料又は賦払金のうち利子に相当する額であり、非課税となりますので、課税仕入れとすることはできません。	消法第6条 消法別表第1 消令第10条 消基通6-3-1
	50	同業者団体等の通常会費や一般会費を課税仕入れとしていませんか。	同業者団体、組合等に対して支払った会費又は組合費等について、当該同業者団体、組合等において、通常の業務運営のために経常的に要する費用をその構成員に分担させ、団体の存立を図るためのいわゆる通常会費や一般会費に該当するとして資産の譲渡等の対価に該当しないとしているときは、当該会費又は組合費等は課税仕入れとすることはできません。	消基通5-5-3 消基通11-2-6
	51	予約の取消し、契約変更等に伴って支払ったキャンセル料や解約損害金を課税仕入れとしていませんか。	予約の取消し、変更等に伴って支払うキャンセル料や解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、役務の提供の対価には該当しないことから、資産の譲渡等の対価には該当せず課税仕入れとすることはできません。 なお、解約手数料、取消手数料などは資産の譲渡等に係る契約等の解約等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供の対価であることから、課税仕入れとすることができますが、損害賠償金としての性格を有する部分と手数的性格を有する部分とを一括して支払っており、それぞれについて判然と区分できない場合については、全体として資産の譲渡等に該当しないものとして取り扱うことから課税仕入れとすることはできません。	消基通5-2-5 消基通5-5-2

大規模法人における税務上の要注意項目確認表【解説編】

項目	No.	確認内容	解説	主な参考法令等
	52	単身赴任者が帰省するための旅費など給与と認められる旅費を課税仕入れとしていませんか。	従業員の出張等に伴い支出する出張旅費、宿泊費、日当は、貴法人が事業遂行のために必要な費用を、旅行をした者を通じて支出しているものですので、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価となります。 しかし、通常必要と認められる金額を超える部分や単身赴任者が帰省するために支給する旅費等の職務の遂行に必要な旅行の費用とは認められない旅費は、給与に該当する支出であることから課税仕入れとすることはできません。	消基通11-2-1
	53	海外出張に係る旅費、宿泊費、日当等を課税仕入れとしていませんか。	海外出張に係る旅費、宿泊費及び日当等のうち輸出免税等に該当する取引、あるいは不課税取引に該当するものは、課税仕入れとすることはできません。 ただし、海外出張旅費等として一括支給する場合であっても、海外出張の際の国内鉄道運賃や国内での宿泊費、支度金について、実費分として他の海外出張旅費と区分しているときは、その実費部分については、国内出張旅費等と同様に課税仕入れとして差し支えありません。	消基通11-2-1
	54	前払費用を支払時の課税仕入れとしていませんか。 (法基通2-2-14又は連基通2-2-14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合を除きます。)	役務の提供に係る課税仕入れは、役務の提供が完了した日を含む課税期間に行われたこととなるため、前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した課税仕入れに係る支払対価のうちその課税期間の末日においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいいます。）については、支払時の課税仕入れとすることはできません。 ただし、法基通2-2-14又は連基通2-2-14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合には、その支払時点で課税仕入れとすることができます。	消基通11-3-8 法基通2-2-14 連基通2-2-14
	55	クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社からの請求明細書のみを保存していませんか。	クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社が交付する請求明細書は、課税資産の譲渡等を行った事業者が貴法人に対して交付した書類ではないことから、消法第30条第7項及び第9項に規定する請求書等には該当しませんので、当該請求明細書のみを保存をもって、クレジットカードで決済した経費等を課税仕入れとすることはできません。	消法第30条
営業外収益	56	ゴルフ会員権を譲渡した場合に、その対価を非課税売上げとしていませんか。	株式、出資若しくは預託の形態によるゴルフ会員権は、その譲渡が非課税とされる有価証券に類するものには該当しないことから、その譲渡は非課税とはなりません。	消法第6条 消法別表第1 消令第9条 消基通6-2-2
	57	車両等の買換えを行った場合に、販売額から下取額を控除した金額を課税仕入れ(又は課税売上げ)としていませんか。	車両等の買換えにおいては、課税資産の譲渡等と課税仕入れの二つの取引が同時に行われていますので、それぞれ別個の取引として取り扱う必要があります。	消法第2条 消基通10-1-17

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	法人税法	措法	租税特別措置法	連基通	連結納税基本通達
法令	法人税法施行令	措令	租税特別措置法施行令	消基通	消費税法基本通達
消法	消費税法	措則	租税特別措置法施行規則	措通	租税特別措置法(法人税編)通達及び租税特別措置法(連結納税編)通達
消令	消費税法施行令	法基通	法人税基本通達		

2 平成28年6月28日現在の法令・通達によっています。

3 表中の「法人」は、「連結法人」を含みます。

4 表中の「事業年度」は、連結法人においては「連結事業年度」をいいます。